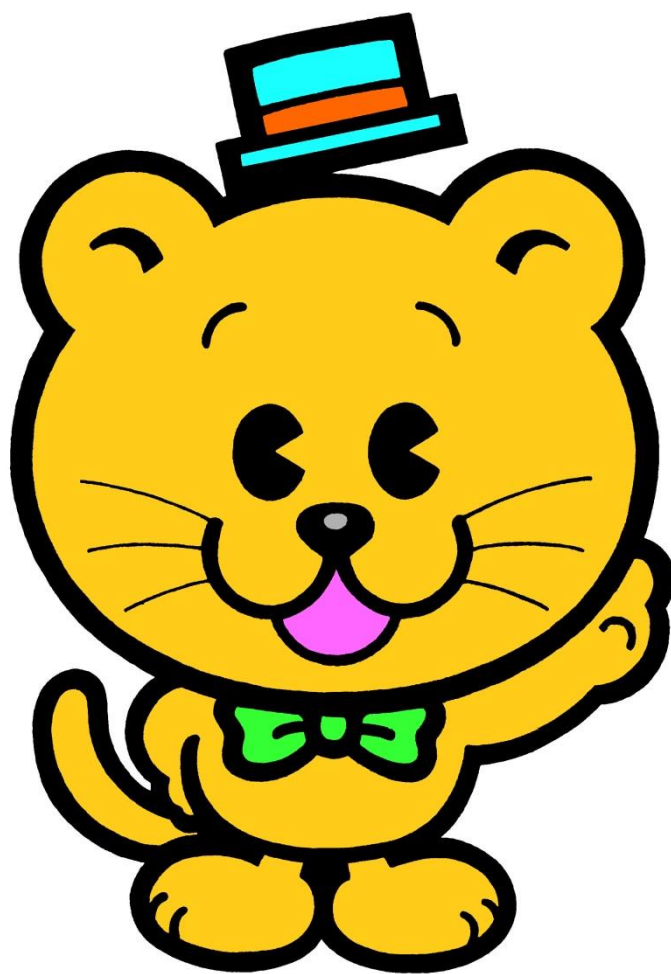


選挙Q&A



成田市選挙管理委員会

目 次

1	選挙権と被選挙権について	1
2	期日前投票と不在者投票について	4
3	在外投票について.....	6
4	投票について.....	8
5	政治活動と選挙運動について	11
6	インターネット選挙運動について	14
7	寄附について.....	15
8	後援団体関係について	23
9	あいさつ状の禁止について	25

※このQ & Aは、平成28年11月1日現在の公職選挙法に基づいて作成しております。

1 選挙権と被選挙権について

Q 選挙にはどんな種類のものがありますか？

A 選挙の種類は以下のとおりとなっています。

1. 国政選挙

選挙の種類		定数	任期	選挙権	被選挙権
衆議院議員選挙	小選挙区	295 人	4 年	満 18 歳以上	満 25 歳以上
	比例代表	180 人			
参議院議員選挙	選挙区	146 人	6 年	満 18 歳以上	満 30 歳以上
	比例代表	96 人			

2. 地方選挙

選挙の種類	定数	任期	選挙権	被選挙権
千葉県知事選挙	1 人	4 年	満 18 歳以上で引き	満 30 歳以上
千葉県議会議員選挙	千葉県 95 人 (成田市 2 人)	4 年	続き 3 ヶ月以上、千葉県に住所を有する者	満 25 歳以上で引き続き 3 ヶ月以上、千葉県に住所を有する者
成田市長選挙	1 人	4 年	満 18 歳以上で引き	満 25 歳以上
成田市議会議員選挙	30 人	4 年	続き 3 ヶ月以上、成田市に住所を有する者	満 25 歳以上で引き続き 3 ヶ月以上、成田市に住所を有する者

Q 18歳になったら選挙権が持てますか？

A 満18歳以上（18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。）の日本国民なら、誰でも平等の権利として選挙権を持てますが、選挙の種類により、要件が異なります。

衆議院議員選挙と 参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民であること
千葉県知事・千葉県議会 議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3ヶ月以上、県内の同一の市町村に住所のある者
成田市長・成田市議会議員 の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3ヶ月以上、成田市に住所のある者

なお、満18歳以上の日本国民であっても、選挙犯罪などにより刑に処されている人など、選挙権や被選挙権が停止されている場合があります。

Q 選挙権があれば投票できますか？

A 選挙権のある人でも、市町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票することはできません。この選挙人名簿の登録は、3月、6月、9月及び12月の年4回、各々2日に行われ、各月1日現在で引き続き3ヶ月以上その市町村の住民基本台帳に登録されている人が登録されます。
その他に、選挙の公示（告示）日前日も同様の要件で登録されます。

Q 選挙人名簿の登録に何か手続きは必要ですか？

A 成田市の選挙人名簿に登録されるには、登録の時点で成田市内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その方の住民票が作成された日から引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されていることが必要です（成田市内で転居した場合は、3ヶ月の期間は通算されます。）。
他の市町村から転入された方については、住民基本台帳法に基づく転入届をした日に住民票が作成されます。転入しても転入届を出さないと選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

Q 選挙人名簿から抹消されることはありますか？

- A 以下の場合には、抹消されます。
- ・死亡又は日本国籍を失ったとき
 - ・その市町村から転出して、4ヶ月を経過したとき
 - ・誤って登録されたとき

Q 立候補する際の供託金はいくらですか？

- A 「供託」は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。得票数が規定の数に達しなかった場合（供託金没収点未満）や立候補を辞退した場合などには、供託金は没収され、市（又は町村、都道府県、国）に収められます。
- 各種選挙の供託金額及び供託金没収点は次のとおりです。

選挙の種類	供託金額	供託金没収点
衆議院小選挙区選挙	300万円	有効得票総数÷10
衆議院比例代表選挙	600万円（名簿搭載者1人につき）※衆議院小選挙区選挙と重複立候補の場合は300万円	供託額－（300万円×重複立候補者のうち小選挙区当選者数＋600万円×比例代表選挙の当選者数×2）
参議院選挙区選挙	300万円	有効得票総数÷議員定数÷8
参議院比例代表選挙	600万円（名簿搭載者1人につき）	（名簿搭載者数－当選人×2）×600万円
都道府県知事	300万円	有効得票総数÷10
都道府県議会議員	60万円	有効得票総数÷議員定数÷10
市長	100万円	有効得票総数÷10
市議会議員	30万円	有効得票総数÷議員定数÷10



2 期日前投票と不在者投票について

Q 投票日に投票所に行けないときはどうすればよいですか？

A 投票日に仕事や旅行、その他予定がある人は、選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（土曜・日曜・祝日を含みます。）毎日午前8時30分から午後8時まで（イオンモールは、午前10時から）の間、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は、市役所、下総支所、大栄支所及びイオンモール成田となります。

※期日前投票期間が異なる場合があります。広報なりた、入場整理券等を確認のうえ期日前投票所へお越しください。

Q 期日前投票をする際に、何を持っていけばよいですか？

A 期日前投票を行う際には、投票所入場整理券と宣誓書を受付に提出していただきます。宣誓書は投票所入場整理券裏面に記載されていますので、事前にご記入していただくとスムーズに投票することができます（「宣誓書」は期日前投票所にも用意してあります。）。

投票所入場整理券が届いていない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は投票できます。

なお、宣誓書の記入には印鑑の必要はありません。

Q 出張等で他市町村にいるけど、投票することはできますか？

A 仕事や旅行などで滞在している市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができますので、成田市選挙管理委員会に投票用紙の請求を行ってください。請求の方法は、「宣誓書（不在者投票請求書）」をご記入の上、持参か郵送により成田市選挙管理委員会に提出してください。

選挙人名簿による確認後、投票用紙等を滞在地の住所に郵送でお送りしますので、滞在先のお近くの市町村の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の請求はお早めをお願いします。

詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「宣誓書（不在者投票請求書）」は、成田市選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができますので、印刷してお使いください。

Q 病院に入院中の人は投票することができますか？

- A 各都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所されている方は、その施設で不在者投票ができます。
詳しくは、選挙管理委員会又は入院・入所されている病院等の事務所でお尋ねください。

Q 家で寝たきりの人は投票することができますか？

- A 郵便等による不在者投票制度があります。「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」をお持ちの方で、一定の障害又は要介護5に該当する方は、自宅等で投票用紙に自書し、郵便で選挙管理委員会へ送付する方法で不在者投票ができます。
この制度を利用するためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。
詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。



3 在外投票について

Q 海外に住んでいる方が投票するには、どうすればよいですか？

A 外国に住んでいる人のための「在外選挙制度」があり、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙について投票することができます。

在外投票ができるのは日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

在外選挙人名簿への登録には、現在の住まいを管轄する在外公館（大使館・領事館）の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有していることが必要です。登録の申請は、在外公館の領事窓口で行います。

投票は在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や、帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」があります。

在外公館投票	<p>投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票します。</p> <p>投票できる期間は、原則として公示日（告示日）の翌日から選挙期日（国内の投票日）の6日前までです。</p> <p>ただし、在外公館によっては投票日に間に合うよう記入された投票用紙を送るため、投票締め切り日を繰り上げするように指定されているところもあります。</p>
郵便等投票	<p>登録地の市町村の選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受け、郵便等による投票ができます。</p> <p>郵便等投票の投票用紙の請求の締切りは、選挙の期日の4日前までであり、この日までに市町村選挙管理委員会に当該請求書が到達していなければなりません。</p> <p>投票できる期間は、公示日（告示日）の翌日からですが、投票所の閉鎖時刻（午後8時）までに投票所に届くことが必要です。</p>
日本国内における投票	<p>選挙が行われている時に一時帰国した場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、指定された投票所で在外選挙人証を提示して、国内の投票と同様の手続きで投票ができます。</p> <p>なお、期日前投票や不在者投票できる期間は、公示日（告示日）の翌日から投票日の前日までの間です。</p>

Q 日本で転出届を出していないのですが、登録申請できますか？

A 日本国外に転出する場合は、住民登録地に転出届をしなければなりません。転出届をしていないと、まだ日本に住所があると認定され、在外選挙人名簿に登録されない場合があります。必ず転出届をしてから在外選挙人名簿の登録申請をしてください。

Q 現在すでに在外選挙人証を持っていますが、外国で引っ越した場合はどうすればよいですか？

A 外国での住所を変更した場合や婚姻などで氏名が変わった場合は、在外選挙人証記載事項変更の届けを行ってください。申請方法は、新しい住所を管轄する在外公館にお問合せください。なお、申請には「在外選挙人証」が必要です。

Q 在外選挙人証をなくしてしまった場合は、どうすればよいですか？

A 在外選挙人証を紛失・汚損した場合は、在外選挙人証の再交付申請をしてください。申請先は、住所を管轄する在外公館です。

Q 在外公館投票はいつからできますか？

A 在外公館投票は、原則、国政選挙の公示日の翌日から選挙期日の6日前までです。投票時間は、原則、午前9時30分から午後5時までとなっています。

Q 日本に帰国した場合はどうすればよいですか？

A 日本国内に住民登録をした場合、その届出日から4ヶ月が経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。

「在外選挙人証」は国内の転入届から4ヶ月経過した後に、登録市町村の選挙管理委員会へお返してください（抹消または国内の選挙人名簿に登録されるまでは、在外投票できます。）。

また、死亡した場合や日本国籍を喪失した場合も在外選挙人名簿から抹消されます。



4 投票について

Q 引っ越したときは、どこで投票すればよいですか？

A 投票は、選挙人名簿に登録されていることが前提です。

引っ越しをした場合は、転入届をした後3ヶ月以上住み続けることで転入先の市町村の選挙人名簿に登録され、投票ができるようになります。

それまでの間は、選挙の種類によって投票できる場合が異なります。

○国政選挙の場合（衆議院選挙・参議院選挙）

転出先が国内である限り、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市町村で投票ができます。

○都道府県選挙の場合（都道府県知事選挙、議員選挙）

転出先が同一の都道府県内の場合は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地で投票ができます。異なる都道府県へ転出した場合は、転出先の市町村の選挙人名簿に新たに登録されるまでの間、投票ができません。

なお、投票する際には、「引き続き千葉県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。

○市町村選挙の場合

転居先が同一の市町村の場合は、引き続き選挙人名簿に登録されていますので、投票ができます。異なる市町村へ転出した場合は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、投票ができません。

※詳しくはお住まいの市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q 「投票所入場整理券」が届かないときや紛失したときはどうすればよいですか？

A 「投票所入場整理券」は、選挙人に対し選挙が行われることをお知らせするとともに、投票所で選挙人名簿との本人照合をスムーズに行うため送付しているもので、投票用紙の引換券ではありません。投票所入場整理券が無くても、選挙人名簿に登録されていれば、本人確認のうえ投票することができますので、投票所で係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券は、公示（告示）日以降に郵送させていただきます。世帯主宛に送られ、1通に6名まで印刷されています（7名以上の世帯の場合、2通以上に分かれます。）。

Q 身体が不自由で投票用紙に字が書けません、どうすればよいですか？

A お身体が不自由な方や怪我をされている方など、自分で投票用紙に字を書くことができない方は、投票所の職員が代理で投票用紙に記入いたします。また、目の不自由な方は点字投票をすることもできます。希望される方は、投票所の係員まで申し出てください。

Q 意思表示が困難な選挙人に代わって家族が投票する方法はありますか？

A 選挙は、本人が投票所に行き、自らの意思で投票することが原則であることから、意思表示が困難である場合には、投票することはできません。これは、投票所の係員が選挙人の投票を補助する代理投票においても同様です。したがって、家族の方が本人に代わって投票することもできません。

Q 投票所には、子供連れでも一緒に入れますか？

A 小さなお子さんと一緒でも投票所に入ることができます。ただし、記載台で投票用紙に記載する際には、お子さんに後ろで待っていてもらうなどしてください。

Q 投票する際の注意事項はありますか？

A 投票用紙に候補者氏名や政党名を記入する際は、省略せず正確に記入をしてください。

◆無効投票となる主な記載例

- ・ 候補者の誰を書いたのか確認し難いもの
- ・ 候補者名又は政党名の他に何か記載したもの
- ・ 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・ 単に雑事を記載したもの
- ・ 白紙投票

記入ミスをした投票は無効投票として扱われる場合もあり、民意を正しく反映することができません。貴重な一票を確実に政治に活かすためにも、正確な記入をお願いします。

Q 投票所に候補者等の氏名を書いたメモを持ち込むことはできますか？

A 選挙人が自らの備忘録としてのメモを投票所に持ち込むことはできます。しかし、メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票の干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等と見間違えられることにもなりかねませんので、注意が必要です。

Q 投票所記載所の氏名等掲示の順番が立候補届出順番と違うのはなぜですか？

A 投票記載所の氏名等掲示や選挙公報への掲載順序は、立候補届出の締め切り後、公平を期すため、選挙管理委員会でそれぞれくじを引いて決定しています。なお、選挙運動用ポスターをポスター掲示場に貼る順番は立候補届出順と同じです。

Q 候補者の経歴や政策などはどのようにして知ればよいですか？

A 選挙管理委員会が、候補者の経歴や政策などが掲載されている「選挙公報」を発行し、各世帯に選挙期日2日前までに、新聞折込みにより配布するとともに、ホームページにも掲示を行います。新聞を購読していない方には、選挙管理委員会にご連絡いただければ郵送いたします。また、市役所、支所、公民館等の各施設にも備え付けてありますので、ご自由にお持ち帰りいただけます。なお、「広報なりた」を送付希望されている方には、送付いたします。



5 政治活動と選挙運動について

Q 選挙運動と政治活動の違いは何ですか？

A 政治上の目的をもって行われるいっさいの活動が政治活動とされています。よって、広い意味では選挙運動も政治活動の一部となりますが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を理論的に明確に区別しており、それらを定義付けすると次のように解釈できます。

選挙運動・・・特定の選挙に、特定の候補者の当選をはかること又は当選をさせないことを目的に投票行為を勧めること。

政治活動・・・政治上の目的をもって行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

Q 選挙運動はいつからできますか？

A 選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理されてから、投票日の前日までです。それ以外の期間、たとえば立候補届出前にする選挙運動は事前運動として禁止されています。

後援会の結成やその加入文書等は政治活動として認められていますが、時期・場所・内容・その他の方法によっては、事前運動と認められる場合があります。

Q 候補者が行うことができる選挙運動は何ですか？

A 公職選挙法により認められた候補者が行う選挙運動の主なものは次のとおりです。ただし、選挙の種類により、その方法、あるいは数量や規格などが異なるものがあります。

- ・選挙事務所の設置
- ・選挙運動用自動車の使用
- ・選挙運動用はがき
- ・新聞広告
- ・ビラの配布（衆議院議員・参議院議員及び成田市長の選挙に限る）
- ・選挙公報
- ・選挙運動用ポスターの掲示
- ・街頭演説
- ・個人演説会



Q やってはいけない選挙運動には、どのようなものがありますか？

A 次のような選挙運動は禁止されています。

買収	選挙犯罪のうちではもっとも悪質なものであり、法律できびしい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は当選が無効になることもあります。
戸別訪問	誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはいけません。また、特定の候補者名や政党名あるいは演説会の開催について言い歩くこともできません。
あいさつを目的とする有料広告	候補者や後援団体（特定の候補者を推薦し支持する団体）は、選挙区内にある者に対し、時候、慶弔や激励などのあいさつを目的とする広告を有料で新聞、雑誌に掲載したり、テレビやラジオで放送したりしてはいけません。
飲食物の提供	誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供してはいけません。ただし、お茶や通常用いられる程度のお茶菓子や果物は除かれています。また、選挙運動員に渡す一定の数の弁当は提供することができます。
署名運動	誰であっても、特定の候補者に投票をするように、あるいは投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名を集めてはいけません。
氣勢を張る行為	誰であっても、選挙運動のため人目を引こうと自動車を連ねたり隊列を組んで往来したりしてはいけません。
18歳未満の者の選挙運動	18歳未満の者が選挙運動したり、18歳未満の者を使用して選挙運動することはできません。
ポスター、ビラなどの掲示や配布行為	選挙運動のために認められているもの以外のポスター、ビラ、看板などを掲示したり、配布したりすることはできません。

Q 電話で投票依頼がありましたら違反ではないのでしょうか？

A 電話による投票依頼は、選挙期間中は自由にすることができます。これは一般の人と同様で、友人や知人に投票依頼することができます。
なお、投票日当日は選挙運動ができませんので、電話による投票依頼は違反となります。また、立候補の届出前に行うことは事前運動として禁止されています。

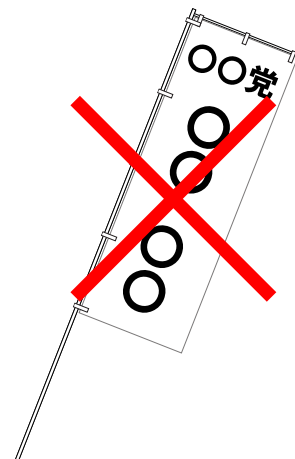
Q 選挙運動用自動車のスピーカーがうるさくてたまりません。何とかならないでしょうか？

A 候補者が、選挙運動用自動車から拡声機を使い名前を連呼したり、あるいは拡声機を使用して街頭で演説をしたりするのも、公職選挙法に基づき候補者ができる選挙運動のひとつであり、音量の規制も特にされておられません。
実際、騒がしいと批判を受けることもあります。候補者にとっては、法律で限られた範囲内で、精一杯有権者に訴えようとしていることでもあり、選挙運動期間中は有権者の方々にご理解をお願いしたいと思います。
なお、学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持しなければならないとされています。

Q 「のぼり旗」や「たすき」の使用はできますか？

A 街頭演説等で使用する「のぼり旗」は、公職選挙法では立札及び看板の類にあたります。公職の候補者等の氏名や氏名が類推される事項を表示した「のぼり旗」は、政党の政治活動用と見なされるものを除き、政治活動のために使用する事務所用立札及び看板、政治活動のためにする講演会など集会の会場において、その講演会の開催中に使用されるもの以外は使うことができません。なお、政党名やスローガンのみを記載した「のぼり旗」は、選挙運動にわたらない限り違反とはなりません。

氏名や氏名が類推される事項を表示した「たすき」は、選挙運動期間において公職の候補者に限り使用することができます。



6 インターネット選挙運動について

Q インターネットによる投票はできますか？

A インターネットによる投票はできません。なお、インターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。

Q インターネット選挙運動とは、具体的にどのようなことですか？

A ホームページやブログ等のウェブサイトのほか、ツイッターやフェイスブックに代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も選挙運動に利用できます。

具体的には、以下のようなことを行うことができます。

- ・ 候補者、政党等がブログやホームページ等で、支持を求めたり、公約や政策を訴える。
- ・ 有権者がブログやツイッター等で、特定の候補者へ投票するよう呼びかける。
- ・ 有権者と候補者・政党等が双方向にコミュニケーションを取ることができ、意見交換等を行う。
- ・ 候補者、政党等がインターネットを使い個人演説会の告知や生中継をしたり、演説や選挙運動の様子を映した動画をホームページ等に掲載する。
- ・ 候補者、政党等が有権者に投票を求めるメールを送信する。
- ・ 政党がネット上に有料広告（バナー広告）を掲載する。

Q インターネット選挙運動を行う主体に制限はありますか？

A 候補者、政党等を含む全ての者（公民権停止中の者及び18歳未満の者を除く。）が、ホームページやブログ等を利用して選挙運動を行うことができます。ただし、選挙運動用電子メールの利用については、個人同士のやり取りになるため、密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいなどと言った理由から、候補者や政党等にのみ認められています。

インターネット選挙運動が可能な情報発信一覧

	ウェブサイト (ホームページやブ ログ等)	SNS (ツイッターやフェ イスブック等)	電子メール	バナー広告
候補者	◎	◎	○※	×
政党	◎	◎	○※	◎
有権者	◎	◎	×	×

※政党や候補者は事前に同意を得た有権者に限りメールを送信できる。

7 寄附について

【結婚祝い】

Q 政治家が選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできますか？

A 「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、政治家が結婚披露宴に自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。

Q 政治家が会費制の結婚式に自ら出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないか。また、秘書が代わりに出席して自らが会費を支払う場合はどうですか？

A 定められた「会費」である限り、禁止されておられません。また、秘書が代わりに出席し、自分名義で自ら「会費」を支払う場合も同様です。

Q 政治家自らが選挙区内にある者の自宅を訪問して、結婚祝の品物を贈ることはできますか？

A 政治家が結婚披露宴に自ら出席して贈る場合は、罰則の対象の適用外とされていますが、結婚披露宴に出席することが事実であっても、事前に（あるいは事後に）祝儀を届けることは、罰則をもって禁止されています。

Q 政治家の配偶者の親戚が結婚することになり、その政治家の選挙区内に新居を持つこととなりましたが、その新居にお祝いの品物を届けることは差し支えありませんか？

A 政治家の寄附禁止の例外として寄附が認められるものに「親族に対して行う寄附」があり、この「親族」とは、民法上の親族と同じもので、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族とされています。従って、その範囲内の親族であれば差し支えありません。



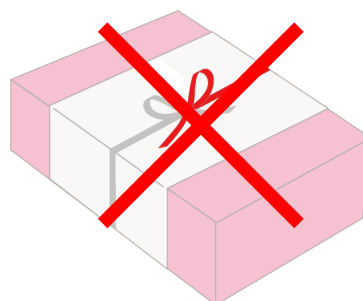
【成人式】

Q 政治家が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。

Q 政治家が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできますか？

A 祝電は寄附ではないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことはできます。



【葬儀】

Q 政治家自身が喪主を務める葬儀に際して、選挙区内にあるお寺の僧侶にお布施を渡すことは、禁止された寄附にあたりますか？

A 読経などに対する報酬として行うものであれば、債務の履行として認められる限り、禁止された寄附にはあたりません。

Q 政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく、「お供え」の名目で線香を贈ることはできますか？

A 葬儀に際して罰則が適用外となる対象は「香典」に限定されています。また、「香典」は金銭に限られるものであることから、罰則をもって禁止されます。

Q 政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく供花や花輪を出すことはできますか？

A 供花、花輪も寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。

Q 葬式の日後に、政治家自身が選挙区内の支持者宅を訪問し、香典を出すことはできますか？

A 罰則の適用外規定には、「葬式の日までの間に自らが弔問し」とあり、葬式が複数回行われる場合は、「最初に行われる葬式の日」以後に、自ら弔問して香典を出すことは、罰則をもって禁止されます。

Q 政治家の選挙区外に住所を有する友人に不幸があり、たまたま当該政治家の選挙区内にある葬祭場で葬儀が行われる場合、供花や花輪を出すことは差し支えありませんか？

A 「選挙区内にある者」とは当該選挙区内に住所を有していなくても、寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者も含まれると解されており、罰則をもって禁止されます。

Q 政治家が選挙区内にある者に対して、もらった香典に対するお返しを贈ることはできますか？

A その地域において、香典返しが社会習慣として定着し、一種の義務的な性格を持つものである場合、もらった香典に対する返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しであれば寄附にはあたりません。

Q 政治家が選挙区内にある新盆世帯を訪問し、「ご仏前」として金銭を供えることはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。



【会費】

Q 政治家が選挙区内で開催される会費制ではない会合に招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を出すことはできますか？

A 実費相当額であっても会費のような債務の履行ではないので、禁止された寄附にあたりません。

Q 選挙区内で開催される会費制の会合に政治家が無料招待されたとき、主催者の了解のもと無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することはできますか？

A 他の参加者と同額の会費であれば寄附にはあたらないので、会費を払って参加することは問題ありません。

Q 自治会の役員が、自治会内の全員に対して祭りの寄附を勧誘・要求するとき、自治会内に住む政治家を含めても差し支えありませんか？

A 仮に自治会内の人全員に勧誘することになっても、政治家に対しては寄附を勧誘・要求してはなりません。この場合、政治家を威迫して寄附を勧誘・要求をすると罰則の対象になります。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為をいう。」とされています。

【選挙】

Q 政治家が選挙区内の選挙の候補者に陣中見舞いを贈ることはできますか？

A 選挙の際の陣中見舞いも寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。また、陣中見舞いが飲食物の場合、公職選挙法第 139 条の「飲食物の提供の禁止」規定にも抵触し、その場合も罰則をもって禁止されます。

Q 政治家が選挙区内の他の選挙の候補者の後援会に陣中見舞いを贈ることはできますか？

A 政治団体（後援会を含む）への寄附は禁止されていないので、政治資金規正法に則った年間 150 万円の個別制限以内であればできます。

Q 候補者に選挙運動費用としてお金を寄附することはできますか？

A 個人が寄附をする場合は、年間 150 万円の範囲内で、選挙費用として寄附をすることができます。ただし、企業・労働組合・その他の団体などが行う寄附（いわゆる企業団体献金）は、禁止されます。

【その他の寄附】

Q 政治家が自治会で集める被災地支援の募金に応じることはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。たとえ被災地支援という名目であっても、債務の履行ではない募金を政治家が行うと罰則の対象になります。

Q 政治家が氏子や檀家となっている選挙区内にある社寺の修復のために寄進することはできますか？

A 罰則をもって禁止されます。社寺の修復のために氏子や檀家が寄進することは、半ば義務的との考え方が一般的です。しかし、他の氏子や檀家がみな寄進するという場合であっても、債務の履行でない限り、政治家がそれを行うと罰則の対象になります。

Q 政治家が選挙区内にある団体（政治団体は除く）の賛助会員となり、賛助会費を払うことはできますか？

A 賛助会員の役割や地位・権利が規約等に定められてなく、賛助会費の納入義務だけある場合など、賛助会員の実態によってはその会費は禁止された寄附にあたります。

Q 地元の高等学校野球部が全国大会に出場することになり、市議会議員有志で激励金を出し合い、「市議会」名義で渡すことはできますか？

A 名義上「市議会」となっているとしても実質的に個々の議員からの寄附である場合は、罰則をもって禁止されます。

Q 市長や市議会議員がその報酬の一部を返上することはできますか？

A 禁止された寄附にあたります。そのため、報酬の返上又は減額については、報酬条例の改正による減額措置により行うこととなります。

Q 政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に贈ることはできますか？

A 寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。ただし、相手方から差し出された色紙にサイン等をする場合は、寄附にはあたりません。

Q 寄附禁止の対象とされる「選挙区内にある者」とは、選挙区内に住所を有する有権者ということですか？

A 「選挙区内にある者」とは、その者の選挙権の有無にかかわらず、当該選挙区内に住所を有する者のほか、寄附を受ける際に、選挙区内に滞在する者も該当します。また、自然人、法人のほか、人格なき社団、国及び地方公共団体も含まれます。

Q 選挙区内にある自分の後援会へは、寄附ができますか？

A 原則として、政治資金規正法の制限内であれば寄附ができます。しかし、その後援会が資金管理団体に指定されていない場合は、当該公職の任期満了日前 90 日から選挙期日までの間など、一定期間は寄附が禁止されます。

Q 火災見舞いや近火見舞いはできますか？

A 火災見舞い、近火見舞いは禁止されます。また、怪我等の見舞いも同様に禁止されます。

Q 公職の候補者等が赤い羽根共同募金に募金することは問題がありますか？

A 募金先の事務所等が自分の選挙区内にある場合は違法となります。

Q 会社社長本人が政治家である場合、贈答の品を贈ることができますか？

A A株式会社社長の甲野太郎が政治家である場合、A株式会社が「A株式会社長甲野太郎」と記載したのし紙をつけたお中元を選挙区内にある者に贈ると、公職選挙法第199条の3の政治家の関係会社等の寄附禁止規定に該当します。会社でなく政治家が寄附していると相手側に思わせる場合、「政治家を寄附の名義人とする寄附」に該当し、罰則の対象となります。

お中元ののし紙がA株式会社だけであっても、会社でなく政治家が寄附していると相手側に思わせる場合、罰則の対象となる場合があります。

Q 議員などが、社長や重役をしている会社が、「〇〇株式会社、社長××××」と、その社長や重役である議員の名前を出して、選挙区内の人たちに寄附をすることはできますか？

A 議員などが役職員になっていたり、構成員になっていたりする会社や法人あるいは団体は、その議員などの名を出して選挙区内の人たちに寄附をすることはできません。これは議員などの寄附と同じように、選挙に関係があってもなくてもすることはできないとされています。

また、名前そのものでなくても、議員などの名前がわかるようなやりかたで寄附することもできません。例えば（「甲野太郎」の部分が大書し、「甲野太郎からです。」など）という場合には、「候補者等を寄附の名義人とする寄附」にも該当し、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

Q 町内会の行事や運動会の際、議員から金一封やお酒、賞品をあてにすることはできますか？

A 現職の議員や立候補予定者が寄附をすると法律違反になりますし、有権者も議員たちに寄附を求めることはできません。

Q 秘書が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員秘書」という肩書きの名刺をそえても差し支えありませんか？

A 政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q 後援会の会長が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員後援会会長」という肩書きの名刺を添えても差し支えありませんか？

A 政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

Q 政治家の親や子供あるいは配偶者が、自己の名義で自己の負担により寄附をすることは差し支えありませんか？

A 差し支えありません。

【政治教育集会に関する実費の補償】

Q 政治家が「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」をすることはできるとされていますが、その「政治教育のための集会」の開催場所・時期や形態は問われませんか？

A 次のような集会における寄附は禁止されます。

- ①参加者に対して供応接待（酒食、アトラクションや温泉招待付きなど）が行われるようなもの
- ②選挙区外において行われるもの
- ③当該政治家の任期満了日前 90 日から選挙期日までの間に行われるもの（統一地方選に該当する場合は「選挙期日前 90 日」）

Q 「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」とはどの範囲までですか？

A 参加者が集会に参加するために最小限度必要な旅費、宿泊費や、会場が交通不便な場所にある場合の送迎バスの用意などです。

この場合、「実費の補償」には、現物支給も含まれます。また食事の提供については、食事（現物）も食事代も禁止されます。

Q 政治家が「政治教育のための集会」に飲み物を提供できますか？

A 「湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の茶菓」であれば、差し支えありません。



8 後援団体関係について

Q 後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか？

A その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されます。

Q 花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか？

A 後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合でも、禁止の対象となります。

Q 後援会は、その他会員の葬式に、花輪や香典を出すことができますか？

A 選挙区内にある人には、たとえ会員であっても、罰則をもって禁止されています。

Q 選挙前の一定期間（任期満了前 90 日）以外の期間に行われる後援団体の研修会で食事の提供はできますか？

A 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、会員に対して通常用いられる程度の食事の提供ができます。

Q 後援団体が町内の老人会の設立 10 周年記念やソフトボール大会においてお祝いを出せますか？

A 罰則をもって禁止されています。

Q 後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されますか？

A 餞別を贈ることは、一般的にその後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められず罰則の対象となるものと考えられます。

Q 選挙前の一定期間以外の期間において後援団体の 10 周年記念大会で会員（選挙区内にある者）に対して記念品を配ることは差し支えないですか？

A 後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、一般的には差し支えありません。

Q 選挙前の一定期間以外の期間において、後援団体が主催する会員のゲートボール大会において、後援団体が優勝者に賞として後援団体の会長杯を寄贈することはできますか？また優勝者に高額な時計等を寄贈することはできますか？

A 会長杯を寄贈することが後援団体の設立目的により行う行事、事業に関してされるものであれば禁止されません。高額な時計等を寄贈することは、後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められない場合が多く祝儀に該当すると考えられます。

Q 後援団体が選挙区内にある者の家に新築祝いを出せますか？

A 新築祝いは、禁止されている祝儀にあたります。よって罰則をもって禁止されています。

9 あいさつ状の禁止について

Q 政治家は年賀状を出せないと聞いたのですが？

A 政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことができません。

Q 昨年もらった年賀状（答礼のための年賀状は出していない。）に対して、今年その答礼として年賀状を出すことはできますか？

A 禁止されます。

Q 年賀、寒中見舞い、暑中見舞いその他これら類するものとはなんですか？

A 余寒見舞い、残暑見舞いも含まれることはもちろん、クリスマスカードなども含まれます。

Q 住所と氏名のみ自署したあいさつ状は出せますか？

A 印刷した時候のあいさつ状に候補者等が住所と氏名を自署したものを、親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。住所と氏名のみを自署したものは自筆によるあいさつ状とは認められません。

Q ワープロ等で作成したあいさつ状は認められますか？

A 親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。自筆によるあいさつ状とは認められません。

Q 年賀電報、電子郵便による年賀のあいさつは出せますか？

A 親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。

Q 弔電、各種大会の祝電は打てますか？

A 禁止されていません。

Q 成人の日、敬老の日のあいさつ状は出せますか？

A 禁止されないが、時期等によっては事前運動になります。

Q 喪中の欠礼ハガキは出せますか？

A 親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。

Q ファックスにより選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を送ることはできますか？

A 禁止されます。

Q はがきで議会報告する際、時候のあいさつ（例：暑中見舞申し上げます。）を書くことはできますか？

A はがきの内容が、議会報告に時候のあいさつを付け加えた程度のものであれば禁止される事項のあいさつ状にはあたらないと解されています。

Q 選挙区内で、候補者等が自ら喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載することはできますか？

A 禁止の対象となります。

Q 名刺広告を出せますか？

A 候補者等が、催し物のプログラムや町内会の名簿等に協賛するかたちで名刺広告を出すことは、禁止されています。

Q 政策広告は禁止されますか？

A 政策広告は一般的にはあいさつを目的とする有料広告にはあたりません。

Q 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはできますか？

A 有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れることで全体としてみて、主として、年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これらに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されます。

Q 候補者等が発行する政策の普及宣伝のための雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することはできますか？

A 政策の普及宣伝のためであり、主としてあいさつを目的としない場合は差し支えありません。